株式会社商工組合中央経済産業省令第

号

工 組 合中 央金 庫 法 平 成 + 九 年法 律第七十 匝 号) 0 規定に基づき、 経済産業省 財 務 省

内

閣

府 関 係 株 式会社· 商 工 組 合 中 央 金 庫 法 施 行 規 魺  $\mathcal{O}$ 部を改正する命令を次  $\mathcal{O}$ ように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

経 済産 定業省 財務省 内 閣 府関係株式会社商 工組合中 央金庫法施行規則  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 する命

経 済 産 業省 財 務省 内 閣 府 関 係 株 式会社 商 工 組 合中 -央金庫 法施 行 規 魺 平 ·成二十年 紐杓 済 産務閣 業省有 令 第 号

の一部を次のように改正する。

第八 + -九条の 六 第 号 ハ 中 婚 姻 前  $\mathcal{O}$ 氏 名を当該」 を 旧 氏 住 民基 本台 帳 法 施 行 令 韶 和 匹 十 二 年 政

第二百九十二号) 第三十条の十三に 規定す る旧 氏 を 1 う。 以 下 同 ľ 及び 名を当該 に、 婚 姻 前  $\mathcal{O}$ 氏 名

を証する」を 旧 氏及び名を証する」 に、 同 条第二号 ハ 中 「婚 姻 前  $\mathcal{O}$ 氏 名 を 旧 氏 及び 名 に改 8 る。

第八十九条の二十六第五号及び別表第二役員(法第六十条の四第一項第二号に規定する役員をいい、 役員

が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。)の変更の項中 「婚姻前 0

氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号目次記載上の注意及び別紙様式第二号目次記載上の注意に次のように加える。

氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載するこ とが

できる。

別紙様式第三号目次記載上の注意に次のように加える。

0 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」 欄に括弧書で併せて記載するこ とが

できる。

別紙様式第四号目次記載上の注意に次のように加える。

 $\Omega$ 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載するこ とが

いるまで

別紙様式第十二号記載上の注意に次のように加える。

4 氏を改めた者については、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができ  $\overset{\circ}{\mathcal{N}}$ 

別紙様式第十三号の「圧

公

5日」の次の記載上の注意に次のように加える。

ယ 氏を改めた者については、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができ 。 گ

別紙様式第十四号の「代典番氏名

四」の次の記載上の注意に次のように加える。

 $\omega$ 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができ

 $^{\circ}_{\circ}$ 

別紙様式第十五号記載上の注意に次のように加える。

氏を改めた者については、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

附則

 $\infty$ 

この命令は、公布の日から施行する。